

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1

事業者名 近江鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
大学前駅 京セラ前駅 朝日大塚駅 水口松尾駅 水口駅 平田駅 近江八幡駅 多賀大社前駅	プラットホーム縁端部に設置している点状ブロックについて、JIS規格に適合する内方線付き点状ブロックへの改修、更新を検討する。	改修、更新の検討を行い、一部の補修工事を実施した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
施設・設備の維持管理および操作方法や接遇方法の習得	バリアフリー設備等は使用に支障がないように定期的な点検を実施し、必要に応じて修理や交換を行う。  また、バリアフリー設備等の使用に支障がないように使用方法や接遇方法に関する定期的な研修を実施する。	バリアフリー設備について、定期点検を行い、必要に応じて補修を行った。 バリアフリー設備を使用した乗降に関する訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡により乗降補助の依頼があれば、近隣の有人駅などから係員が対応する仕組みを導入する。	事前連絡を受けたときはスロープ等の準備を行い、乗務員または近隣有人駅から係員を派遣し、乗降の補助を行っている。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページによる情報提供	ホームページにて各駅構内施設の情報を提供する	ホームページにて、各駅構内の施設の情報提供を実施している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。	条項補助を適切に行えるよう、各駅のバリアフリー対応状況等を関係係員に周知した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター等の掲出	関係団体と連携し駅掲示板等に啓発ポスターを掲出する。	駅掲示板等に啓発ポスターを掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ご利用のお客さまなどからバリアフリーに関する要望等が寄せられた場合は、お客さまの声として集約し、社内共有するとともに対応を検討する体制を構築している。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

住所 滋賀県彦根市駅東町15番1  
 事業者名 近江鉄道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道線の名称	路線名	所在地(都道府県・市町村)	一日当たりの利用者数	有人駅/無人駅	公共交通機関との連携	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	昇降機の設置数	他の設備	傾斜路の数	視覚誘導用の設置数	案内板の有無	障害者対応の設備の有無	障害者対応の設備の有無	障害者対応の設備の有無	障害者対応の設備の有無	車いす乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
近江鉄道	△	米原	本線	滋賀県 米原市	166	○		○	1	1	基	基	基	基	1 (1)箇所			-	○	-	-	1	○
近江鉄道	△	フジテック前	本線	滋賀県 彦根市	195	○		○	1	1	基	基	基	基	箇所			-	○	-	-	1	○
近江鉄道	△	鳥居本	本線	滋賀県 彦根市	83	○		○	1	1	基	基	基	基	1 (1)箇所			x	-	-	-	1	○
近江鉄道	△	彦根	本線	滋賀県 彦根市	1,267	○		○	1	1	基	基	基	基	箇所			x	○	x	-	1	○
近江鉄道	△	ひこね芦川	本線	滋賀県 彦根市	126	○		○	1	1	基	基	基	基	1 (1)箇所			○	-	-	-	1	○
近江鉄道	△	彦根口	本線	滋賀県 彦根市	459	○			2		基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	2	○
近江鉄道	△	高宮	本、多賀	滋賀県 彦根市	140	○			2		基	基	基	基	箇所			-	○	-	-	2	
近江鉄道	△	尼子	本線	滋賀県 犬上郡 甲良町	220	○		○	1	1	基	基	基	基	1 (1)箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	豊郷	本線	滋賀県 犬上郡 豊郷町	143	○			2		基	基	基	基	2 箇所			-	-	-	-	2	○
近江鉄道	△	愛知川	本線	滋賀県 愛知郡 愛荘町	320	○		○	2	2	基	基	基	基	3 (3)箇所			-	○	-	-	2	
近江鉄道	△	五箇荘	本線	滋賀県 東近江市	89	○		○	2	2	基	基	基	基	2 (2)箇所			-	-	-	-	2	○
近江鉄道	△	河辺の森	本線	滋賀県 東近江市	9	○		○	1	1	基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	○
近江鉄道	△	八日市	本、八日市	滋賀県 東近江市	1,816	○		○	2	2	2 (2)基	基	基	基	箇所			-	○	x	-	2	○
近江鉄道	△	長谷野	本線	滋賀県 東近江市	62	○			1		基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	大学前	本線	滋賀県 東近江市	71	○		○	1	1	基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	京セラ前	本線	滋賀県 東近江市	52	○			1		基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	桜川	本線	滋賀県 東近江市	106	○			2		基	基	基	基	箇所			-	x	-	-	2	
近江鉄道	△	朝日大塚	本線	滋賀県 東近江市	70	○			1		基	基	基	基	箇所			-	x	-	-	1	
近江鉄道	△	朝日野	本線	滋賀県 東近江市	28	○			1		基	基	基	基	箇所			-	x	-	-	1	
近江鉄道	△	日野	本線	滋賀県 蒲生郡 日野町	430	○			2		基	基	基	基	箇所			-	○	-	-	2	
近江鉄道	△	水口松尾	本線	滋賀県 甲賀市	43	○			1		基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	水口	本線	滋賀県 甲賀市	310	○			2		基	基	基	基	箇所			x	x	-	-	2	
近江鉄道	△	水口石橋	本線	滋賀県 甲賀市	54	○			1		基	基	基	基	箇所			-	-	-	-	1	
近江鉄道	△	水口城南	本線	滋賀県 甲賀市	435	○		○	1	1	基	基	基	基	箇所			-	○	-	-	1	























住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1  
 事 業 者 名 近江鉄道株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 飯田 則昭

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

共用 駅名	鉄道 駅名	路線 名	所在都道府 県市町村	一日当 たりの 利用者 数	有 人 駅 の 別	公 共 移 動 等 円 滑 化 取 組 の 有 無	交 通 手 続 の 簡 便 化	段 差 へ の 対 応	プ ラ ツ ト の 数	段 差 が 解 消 さ れ て い る プ ラ ツ ト の 数	エ レ ベ ー タ ー の 設 置 数	エ ス カ レ ー タ ー の 設 置 数	そ の 他 の 設 置 数	傾 斜 の 設 置 数	傾 斜 の 設 置 数	視 覚 誘 導 の 設 置 数	案内 の 設 置 数	備 用 の 設 置 数	障 害 者 対 応 の 設 置 数	障 害 者 対 応 の 設 置 数	障 害 者 対 応 の 設 置 数	障 害 者 対 応 の 設 置 数	車 い す の 降 上 が 可 能 な プ ラ ツ ト の 数	転 落 防 止 の 設 置 の 有 無	
	駅	線		人							基	基	基	箇所											
	駅	線		人							基	基	基	箇所											
	(合計) 33 駅				29 人	0 駅		18 駅	48	25	1 基 1 (2)	0 基 0 基	0 基	10 基 8 (11)	8 箇所	0 箇所	0 箇所	2 箇所	12 箇所	0 箇所		33 箇所	15 箇所		

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 滋賀県彦根市駅東町15番1

事業者名 近江鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯田 則昭

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。